

Title	責任判断過程の分析
Sub Title	
Author	萩原, 滋(Hagiwara, Shigeru)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1987
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.27 (1987.)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告 : 学位授与者氏名及び論文題目 : 博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000027-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

係性、脈絡性にある。それ故二元論的な世界観が明白な社会においても、重要とされるのは、二元的な対立そのものではなく、両者の相補的関係にある。

2. 著者は本論文に於いては、神秘性を解明するための資料として地球上の隔った地域における類似した文化要素や文化形態を適宜にとりあげて、比較検討することを試みている。こうした文化要素の類似性に関する在来の説明には、伝播論と独立発生論があるが、著者は R. ニーダムの説に従って、その文化要素、形態の分布自体、それに内在する魅力、想像力の傾向を示すものであって、「伝播論も発生論も結局は同じことを言っていることになる」との視点に立って、比較研究を進めている。もっとも、著者が比較の為の素材としてとりあげた資料は、著者自身のものも含めて、いずれも特定社会の詳細な民族誌のものである。それ故たとえ異なる文化にまたがる文化要素の比較研究であっても、その比較はそれがおかれた脈絡をふまえての新しい比較研究なのであり、このことがこれ迄示してきた数多くの新しい知見をもたらしているのである。

3. 著者は複雑な宗教現象を解釈して、神秘性の構造を解明する際には、機能主義的な見方も有効であるが、むしろ象徴論的、構造造論アプローチの方が適切であるとして、本論文では主としこの視点に立って論を進めている。

4. こうした視点に立つ著者の宗教人類学の方法は、まず最初に対象とする宗教現象への被調査者の説明を丹念に集める。しかし彼らがそれについて説明しえない時は、他の民族誌にあげられている類似の宗教現象の意味をその脈絡を考慮したうえで検討し、エティックなレベルで解釈をこころみる。また被調査者が何らかの説明をした場合も、それをこうしたエティックな解釈でおぎなっていくというものである。このように著者の宗教人類学の研究では、特定社会の詳細な民族誌的研究を行なう視点と、異なる文化にまたがる比較研究を進める観点という相矛盾する立場を弁証法的に統合しようとする試みがなされている。すなわち今回副論文として提出された『宗教と世界観——文化人類学的考察』（九州大学出版会、1983）は著者による民族誌研究であり、本論文及び、参考論文『魔性の文化誌』（研究社、1976）は著者のいう弁証法的統合の所産なのである。

本論文はこうした新しい宗教人類学的視点に立って『神秘性の構造』を解明しようとした意欲的なところみであるが、いささか概念のあいまいさが感じられる点がないでもない。それは著者が神秘性の重要な局面として

しばしばとりあげている「聖（または神聖）」と「穢れ」との対応関係である。例えば、著者はバリ島では「山の方」を神聖視し、「海の方」を不浄視すると記述している。ところが別の箇所では、「山側が聖に結びつき、海側が俗、穢れに結びつき」としている。さらに別の箇所では、浄と穢れの観念を対立させている。また上記のように聖と穢れを正反対のものとする一方で、穢れをおこす呪力は聖性をおよびるとも記述している。こうした矛盾は宗教と非宗教の対立を示す聖と俗と、聖の内部に於ける対立である、浄・穢れ（不浄）を混同したことからおこったと考えられるのである。

このように若干の曖昧さが見られないでもないが、本論文は従来の宗教民族学者の研究が、概して宗教の起源、発生論、呪術・宗教論、アニミズム、アニマティズムなどの宗教形態論、儀礼論、構造・機能論に終始していたのに対して、宗教なるものを「神秘性」または、「聖性」として捕え、これまでの諸成果をふまえつつ、それが成立する条件やそれが、境界的、両義的、媒介的性格のものとなされる文脈を、構造論や象徴論の視点、枠組によって明らかにし、宗教人類学の研究に新生面を切り開いたものとして高く評価されるものである。こうした点から本論文は請求された社会学博士の学位にふさわしいものと認定する次第である。

文学博士

乙 第1677号 萩原 滋

責任判断過程の分析

〔論文審査担当者〕

主査 慶應義塾大学文学部教授

社会学研究科委員、文学博士

佐藤 方哉

副査 慶應義塾大学文学部教授、文学博士

佐野 勝男

副査 慶應義塾大学新聞研究所新授

社会学研究科委員、Ph. D.

岩 男 寿美子

〔学力確認担当者〕

慶應義塾大学文学部教授

社会学研究科委員、文学博士

小谷津 孝明

慶應義塾大学文学部教授、社会学研究科委員

井 上 坦

〔論文審査の要旨〕

現代の社会心理学における主流のひとつである「帰属理論 (attribution theory)」と称されるアプローチに基づく研究は、従来、その中心が「原因の帰属 (causal attribution)」であったが、これと並ぶ重要な問題として「責任の帰属 (responsibility attribution)」があげられる。これまでのこの分野の研究は、主として責任判断におけるバイアスをあつかってきたが、本論文は、責任判断そのものがいかなる基準によっていかなる論理でなされるのかを明らかにすることを目的としている。

論文は、序言、1部、2部、計12章から成る本論、および結語から成っている。

序言においては、本論文の目的と構成が述べられている。

本論第1部「研究の背景」(第1章～第9章)は、責任判断に関するこれまでの諸研究を幅広く展望し、問題点を浮き彫りにすることによって、第2部での著者の実証的研究がいかなる意図により成され、いかなる意義を有するのかを示そうとしたものである。

第1章から第5章までは、責任判断におけるバイアスの例証を主眼とする諸研究が対象とされ、Walster および Shaver の防衛的帰属仮説をめぐる研究 (第1章)、Lerner の公正性信奉仮説をめぐる研究 (第2章)、レイプ事件における責任判断の研究 (第3章)、判断対象となる当事者の個人的属性によるバイアスの研究 (第4章)、判断者の個人的属性によるバイアスの研究 (第5章) が展望されている。そして、これらの研究において、さまざまな矛盾するような結果が生じ、統一的な理解ができるような知見が得られるに至っていないのは、「責任」の概念規定が明白でなく、また、責任判断過程についての包括的な理論的枠組なしに研究が進められてきたことによると著者は指摘している。

第6章から第9章までは、責任の概念および責任判断の基準を明らかにしようとする理論的研究が主として対象とされ、帰属理論の創始者 Heider の5段階発達説 (第6章)、Piaget の客観的責任から主観的責任への発達説 (第7章)、複数の構成要素に対する判断者の主観的確率に準拠した Brewer, Fincham and Jaspars, そして著者自身による情報処理的諸モデル、および、役割期待を考慮した Hamilton の社会学的モデル (第8章)、刑法学における責任の概念 (第9章) が論じられている。ここで著者は次の3点を指摘している。(1) Heider および Piaget の構想は示唆には富むものの、成人の責任判

断過程の解明に直接は役立つものではない。(2) Brewer らや Hamilton の諸モデルにおけるいくつかの判断基準だけでは、実際の判断における基準およびその過程を十分に説明することはできない。(3) 刑法学における、責任の概念は行為に対する非難可能性をその本質とみる見解は、一般人の日常での責任判断の過程を考察するうえでも有用である。

第1部を通じて著者が説かんとするところは、責任の帰属の問題を統合的に解明するためには、これまでの諸研究の成果を踏まえて、より包括的で組織的な実証的研究が成されねばならないという点にある。

本論第2部「実証研究」(第10章～第12章)は、その基礎として著者により試みられた3つの研究の報告である。

第10章では、「日常的使用例に基づく責任概念の分析」と題する研究が報告されている。

Hart は、日常的に使われる“responsibility”という言葉を分析して、①役割責任 (role-responsibility)、②因果的責任 (causal-responsibility)、③負債としての責任 (liability-responsibility)、④能力としての責任 (capacity-responsibility) の4種類に分類し、Hamilton は、これらのうち、社会心理学的研究の対象とされるものは、非難や制裁に値する根拠としての責任を表わす「負債としての責任」であるとしている。それでは、日本語の「責任」という言葉は、日常的にはどのように用いられているかを明らかにしようとするのがこの研究の目的である。

「責任」という語の20の使用例を材料とした25名の大学生によるその意味の類似性判断に基づく多次元尺度による解析の結果、日本語の「責任」という言葉は大別して3種類に用いられることが明らかにされた。

第1は、不都合な事態が生じたことを前提に、それを誰のせいにするか、あるいはそのことで非難や制裁を科すという意味での責任である。これに対し、第2および第3は、いずれも不都合な結果の発生を前提とせず、人が引き受けてなすべき任務や義務を表すもので、このうち第2は、社会的地位や役割、特定の立場に伴う任務や義務の意味での責任であり、第3は、具体的な任務や義務よりも、それに関連する価値的評価を反映した抽象的な意味での責任である。

著者によれば、第1の意味での責任は、Hart の「負債としての責任」に、第2の意味での責任は、その「役割責任」にほぼ近いが、第3の意味での責任は、Hart の4種類の責任のいずれに該当するかは明白ではなく、社

会心理学において対象とされるのは第1の意味での責任である。

第11章では、「責任判断の規定要因の分析」と題する研究が報告されている。

Lloyd-Bostock は、法律的に一義的な解釈が困難な事例を判断材料とした心理学的研究が必要であると述べているが、そのような研究はまだ組織的には行われていない。この研究は、判例問題集などを参照して、第3者の介入や予期しない事態の発生などによって被害が生じるなど、かなり複雑な構造をもち、責任判断を規定する要因間で葛藤を生じ、刑法学説からも争点となるようなさまざまな事例を判断材料として、一般人の責任判断の規定要因を明らかにすることを目的としている。

被害者の死亡、負傷、あるいは経済的損失が結果として生じる36の事例における50の判断項目を刺激として、350名の大学生に、当事者の責任を6点尺度で評定させたデータから得られた主要な結果は次の諸点である。

(1) クラスター分析の結果、50の判断項目は、3つのタイプに大別される。すなわち、i) 当事者の行為に違法性や過失が認められるが、それが直接の原因とはならず、被害者ないし第3者の介入によって当事者の意図しない結果が生じたような場合、ii) 当事者の行為には犯罪を構成する悪意があり、たとえ第3者の介入があっても、当事者の意図した被害が結果として実現したような場合、iii) 当事者の行為が、当該の結果の直接の原因となつてはいるが、その行為には顕著な過失や悪意が認められないような場合、である。

(2) 判断項目で、被験者の反応とは独立に、被害の種類や因果関係といった客観的要因、当事者の意図や結果の予見可能性、動機の源泉といった主観的要因、そして被害者や第3者の役割などの状況的要因に関する10項目の基準によりカテゴリー化したものを林の数量化理論Ⅲ類により分析した結果、前記の被験者の判断によるクラスター分析と対応する結果が得られた。

(3) この10項目に関するカテゴリーを説明変数、50の事例項目に対する被験者の判断の平均値を外的基準として、林の数量化理論Ⅰ類により分析した結果、予測量と外的基準の重相関係数は、.820という値であった。そして、特に主観的要因が高い予測力を持つことが明らかにされた。

(4) 当事者の行為事態には非難すべき点があるが、それが被害発生 of 直接の原因とはなっていない事例に関して、因果関係を重視する行為自体に対する道徳的評価を重視するかによって、被験者の判断に顕著な個人差が認

められた。

第12章では「責任判断の論理」と題する研究が報告されている。

この研究は、被験者の責任判断におけるプロトコル分析により、どのような理由づけにより判断が成されるかを明らかにすることを目的としている。

前章における研究と同じ判断項目を用い、10名の大学生に個別面接の形式で、責任判断とその理由を述べさせたプロトコルの内容分析から得られた結果は、次の2点である。

(1) 責任判断の理由としてコード化されたステートメントをKJ法により分析した結果、その内容は次の5種類のカテゴリーに大別された。すなわち、(i) 行為の結果と因果関係の認定、(ii) 行為事態に対する道徳的評価、(iii) 当事者の主観的要因の考慮、(iv) 被害の発生状況の考慮、(v) その他、である。

(2) これらのうち、(i) および(ii) にかかわるステートメントが最も多く出現した。

結語においては、著者は、本論における主要な論点を要約した後に、「一般人の責任判断過程を解明するには、刑法理論とも帰属理論とも異なる独自の理論体系の構築が何よりも求められるものであり、ここで報告した研究は、そのために必要な基礎づくりをしたものとして評価されよう。」という言葉で本研究を結んでいる。

本論文の価値は、正しく、この著者自身による結びの言葉に要約されよう。すなわち、社会心理学的知見と刑法理論を踏まえて、多様な判断事例から、いままで明らかにされていなかった判断基準と判断過程について、いくつかの新知見をもたらした本論文は、新しい社会心理学理論への萌芽的研究とみられるのである。

本論文には、内容面においては、“responsibility”と「責任」との相違に着目しながら、比較文化的考察が全く成されていないこと、判断事例がかなり抽象的で不自然なこと、個人毎のプロトコル分析が成されておらず、したがって、性差や個人差の問題にほとんど触れられていないこと、刑法理論と心理学的知見との関連について論じられていないこと、など、また、表現面においては、内容にかなり重複があり、表現が冗長であることなどの欠点が認められる。

しかしながら、本研究のごとき包括的かつ組織的な責任の帰属に関する展望および実証的研究は、従来、内外ともに見られず、今後この分野を研究しようとする者にとって、本論文は著者の提出した3つの副論文とともに必読論文となることは言をまたない。

著者は本論文によって文学博士の学位を授与されるに値するものと認められる。

文学博士

乙 第1682号 小野 浩一

人間の迷信行動に関する実験的分析

〔論文審査担当者〕

主査 慶應義塾大学文学部教授

社会学研究科委員, 文学博士

佐藤 方哉

副査 慶應義塾大学名誉教授, 文学博士

小川 隆

副査 慶應義塾大学文学部教授

社会学研究科委員, 文学博士

小谷津 孝明

〔学力確認担当者〕

慶應義塾大学文学部教授

社会学研究科委員, 教育学博士

並木 博

慶應義塾大学文学部教授

社会学研究科委員, 文学博士

古崎 敬

〔論文審査の要旨〕

オペラント条件づけを最初に体系づけた B.F.Skinner は、1948年の『ハトにおける“迷信行動”』と題する論文において、ハトの行動とは関係なく15秒毎に正の強化子としての餌を提示すると特異的で定型的な反応が条件づけられるという事実を報告し、反応と強化との間に偶然的結合しか存在しないこのようなオペラント行動を“迷信行動 (superstitious behavior)”と呼んだ。本論文は、従来ほとんど成されなかった人間における“迷信行動”の組織的な分析を試みた労作である。

論文は2部9章から成っている。

「オペラント条件づけと迷信行動」と題された第1部は、理論編ともいべきもので、第1章 迷信行動と因果性、第2章 迷信行動と強化随伴性、第3章 迷信行動の実験的研究における諸問題の3章から成る。

第1部で論じられる主要な論点は以下の通りである。

1. 科学者の研究活動には、事実を明らかにするという1次的研究活動と明らかにした事実を説明するという2次的研究活動があり、Skinner は、1次的研究活動として、個体の行動に無関係な周期的な餌の提示は個体に

特異的で定型的な反応を生じさせるという事実を明らかにし、2次的研究活動において、「因果関係が無いにもかかわらずあるかのようにふるまった」と説明し、“類推”によって“迷信”というラベルを貼った。しかし、Skinner は、行動の分析を1次的研究活動のレベルで行なうことの重要性を強調している。(第1章)

2. “迷信行動”の分析は、オペラント条件づけ全体の枠組の中で成されねばならない。強化随伴性 (contingencies of reinforcement) の概念から次のように分析することができる。(1)オペラント条件づけにおける「随伴性」という語の用法には、独立変数、すなわち、“操作としての随伴性”と、従属変数、すなわち、“結果としての随伴性”の2つが区別される。(2)操作としての随伴性は、強化スケジュール (schedules of reinforcement) で、それは反応-非依存スケジュールと、反応-依存スケジュールに大別される。反応-非依存スケジュールとは時間的要因のみから成立する時間スケジュール (time schedules) で、反応-依存スケジュールには、反応的要因のみから成立する比率スケジュール (ratio schedules) と、反応的要因と時間的要因の両者から成立する間隔スケジュール (interval schedules) の2種類がある。(3)“迷信行動”は、操作としての随伴性と結果としての随伴性の2つの側面から定義できる。前者からは、“迷信行動”とは「反応-非依存スケジュールのもとで生起する行動」であり、後者からは、“迷信行動”とは「反応と強化子の出現との間に偶然的結合しか存在しない行動」といえる。(4)ある反応の生起をR、非生起を \bar{R} 、正の強化子の提示をRF、非提示を $\bar{R}\bar{F}$ 、事象Aに時間的に接近して事象Bの生じることを[A→B]とすると、反応-依存スケジュールが実施された時に結果として生じうる当該の反応と強化子との関係は、[R→RF]、[\bar{R} → $\bar{R}\bar{F}$]、そして部分強化の場合はこれに加え[R→ $\bar{R}\bar{F}$]である。一方、反応-非依存スケジュールが実施された時に結果として生じる任意の反応と強化子との関係は、[R→RF]、[\bar{R} → $\bar{R}\bar{F}$]、[R→ $\bar{R}\bar{F}$]、[\bar{R} →RF]の全てである。したがって、反応-非依存スケジュールに特有の反応-強化子間関係は、[\bar{R} →RF]である。実際場面における個体は、通常いつも何らかの反応を自発しており、また、反応と強化子との時間的接近にある程度の遅延があっても反応は強化されることから、反応-非依存スケジュールにおいても、結果としての随伴性においては、何らかの反応に関しては[\bar{R} →RF]の関係が存在しない可能性が大きく、これが“迷信行動”を形成・維持させる要因であろう。(第2章)